令和７年度　北海道厚岸翔洋高等学校の部活動に係る活動方針

１　策定の趣旨等

本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」及び「道立学校係る部活動の方針」に基づき、「北海道厚岸翔洋高等学校の部活動に係る活動方針」を策定することとした。

(1) 生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。

(2) 部活動を実施する上では、生徒の健康や学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

(3) 教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効果的に行われる必要がある。

(4) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることから、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう留意する。

２　具体的な内容

(1) 適切な運営のための体制整備

ア　指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ　可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。

ウ　部活動顧問は、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこうと、また、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないことなど、服務を遵守する。

エ　部活動顧問は、年間の活動計画及び活動実績等を作成し、校長に提出する。

オ　部活動に係る相談・要望の窓口を次のとおり設置する。

連絡先　北海道厚岸翔洋高等学校（厚岸郡厚岸町湾月１丁目20番地）
TEL 0153-52-3195　　FAX 0153-52-3196
担　当　教頭　小坂　実顕

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

ア　校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメント等の根絶を徹底する。

イ　校長は、部活動顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

・スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。

・生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよ

う、生徒とのコミュニケーションを十分に図ること。

(3) 適切な休業日等の設定

生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア　学期中は、週当たり２日以上の休養日（平日１日、土日１日以上)、年間104日以上を設定する。

イ　学校閉庁日は休養日とするよう努める。

ウ　長期休業中は学期中に準じた扱いとし、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

エ　１日の活動時間は、長くても平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とする。

オ　気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯等は、原則として活動を行わない。

カ　上記のア～オを基準を原則とするが、積雪などで活動が制限される部活動などは、一定の制限の下、特例的な取扱いができることとする。

(4) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

ア　部活動の設置、統廃合に当たっては、校内規定に則り、生徒や保護者等の理解の下、長期的な見通しをもって行う。

イ　合同チーム等の編成は、関係する学校長が協議し、生徒と部活動顧問の負担を考慮した上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。

ウ　校長は、地域の人々の協力、社会教育施設や文化施設の活用、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合でスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

(5) 部活動の充実に向けて

ア　効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

イ　女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

ウ　校長は、部活動顧問に対して、次のことについて指導・徹底するとともに、顧問と協力の上、部活動の充実に努める。

・部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。
・指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。
・部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。
・保護者等に部活動を公開する場を設けるなど、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努めること。
・部活動等を通じて、傷害のある生徒を傷害のない生徒が交流する場を設けるよう努める。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。